

令和2年5月15日

お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第891号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45
TEL 54-2111 FAX 55-4172 柴田町ホームページアドレス <https://www.town.shibata.miyagi.jp/>

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、「特別定額給付金」を給付します。

給付対象者 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付金額 世帯構成員一人につき10万円

給付金の申請および給付

- 申請手続きは、感染症予防のため、郵送かオンラインでの申請となりますので、皆さまのご協力をお願いします。
- 給付は、原則として受給権者の本人名義の金融機関の口座への振り込みとなります。

申請方法

◎申請書は、5月18日(月)から順次発送(チラシ、返信用封筒を同封)となります。申請の受け付けは、5月20日(水)から開始します。

①申請書に、口座番号などの必要事項を記入します。

②本人確認書類として、運転免許証、健康保険証、年金手帳などの写し(どれか1つ)を準備します。

③振り込み口座の確認書類として、金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳かキャッシュカードの写しを準備します。

④申請書に、②③の写しを貼ります。

⑤申請書を返信用封筒に入れ、ポストへ投函してください。

◎マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。(<https://kyufukin.soumu.go.jp/>)

代理申請

- 世帯主本人による申請が困難な方は、代理人による郵送申請が可能です。
- 基準日(4月27日)時点で申請・受給権者の属する世帯の世帯構成員や法定代理人(成年後見人など)、親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者などで市区町村長が特に認める者による代理申請が認められます。
- 代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支援

- DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なっている方は、できる限り早く、今お住まいの市区町村にDVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。詳しくは、その市区町村にお問い合わせください。

申請期限 令和2年8月20日(木)まで

給付開始 令和2年5月28日(木)から順次口座へ振り込みます。

問総務課 ☎55-2111

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、申請により、最長1年間無担保かつ延滞金なしで町税の徴収の猶予を受けることができます場合があります。

例 次の①、②のいずれも満たす納税者または特別徴収義務者

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

対象となる町税 2月1日(土)から令和3年1月31日(日)までに納期限が到来する個人町民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税

国 令和2年6月30日(火)または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに下記へ。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問税務課 ☎55-2116

柴田町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日(土)から5月6日(水)までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小の事業者に対し、協力金を支給します。

対象要件 次の①または②の要件を4月25日(土)から5月6日(水)まで完全に実施した場合。(例外の日が一日でもある場合、対象外となります。)

①県の休業要請(特別措置法)および協力依頼に基づき営業を休業した場合。

②午後8時以降に食事などを提供していたお店などで、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮または休業した場合。(通常の営業が、午前5時から午後8時までの場合は、営業時間を短縮しても対象にはなりません。)また、店内での酒類の提供を午前5時から午後7時までの間とした場合。

支給金額 一事業者につき30万円

申請方法 必要書類を下記まで郵送してください。

必要書類

- ・申請書兼請求書・誓約書(町ホームページからダウンロードできます)
- ・営業実態が確認できる書類(営業許可証、確定申告書、帳簿、営業日誌などの写し)
- ・休業などが確認できる書類(休業などを告知する張り紙、ホームページ、ポスター、帳簿、営業日誌などの写しまたは写真)
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど写真付きは1点、健康保険証、国民年金手帳など写真付きでないものは2点)
- ・振り込み先の口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカードなど)

申請期限 令和2年8月31日(月)まで

支給開始(予定) 6月上旬から順次口座へ振り込みます。

商工観光課 ☎55-2123 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給対象者 対象児童に係る令和2年4月分(新高校1年生の対象児童については3月分)の児童手当を受給している方
※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている方は対象外

対象児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日生まれの児童

支給金額 対象児童一人につき1万円

支給方法 児童手当の振り込み先として登録している金融機関の口座へ振り込みます。

申請方法

- ・公務員の方以外の支給対象者の方は申請不要です。
- ・5月中旬に対象者へ案内通知を送付します。受け取りを希望されない方は、5月29日(金)までに、同封する「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。
- ・公務員の方は、令和2年3月31日時点において、住民票があった市町村に「子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)」の提出が必要です。所属庁を通じて案内があります。

支給開始(予定) 令和2年6月11日(木) ※公務員の方は、申請書受理後、順次支給します。

子ども家庭課 ☎55-2115

新型コロナウイルスに便乗した「特別定額給付金」などの詐欺に注意してください

新型コロナウイルスの影響で、自宅にいる機会が多い高齢者を狙った詐欺が発生しています。

○詐欺の手口の例

- ・補助金が出るという電話があり、訪問者に通帳とキャッシュカードを渡し、暗証番号を教えたため現金が引き出された。
- ・水道局を装った訪問者に、水道管に付いたコロナウイルスを除去すると言われ、高額料金を請求された。

○アドバイス

- ・公的機関や金融機関が、通帳やキャッシュカードを受け取ったり、口座の暗証番号を聞いたりすることは、絶対にありません。訪問者が公的機関や金融機関を名乗っても、通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えないでください。
- ・訪問者が来た場合は、玄関を開けずに用件を聞いて、少しでも不審に感じた場合はきっぱり断ってください。

消費者ホットライン ☎188

町民環境課 ☎55-2113

新型コロナウイルス感染症に関する国や県、その他の関係機関が行う各種支援制度

制度名	概要	問い合わせ先
緊急小口資金・総合支援資金（生活費）	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用などの貸し付けを実施します。	柴田町社会福祉協議会 ☎58-1771 東北労働金庫大河原支店 ☎53-2278
住居確保給付金（家賃）	休業などに伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。	宮城県南部自立相談支援センター ☎51-8401
生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人一人の状況に合わせた包括的な支援を実施します。	宮城県南部自立相談支援センター ☎51-8401
事業者向け相談窓口	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業者向けに経営や資金繰りなどに関する相談窓口を設置しています。	県中小企業支援室 ☎022-211-2742
中小企業者等に対する金融支援	新型コロナウイルス感染症により、売上げの減少など影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「危機関連対策資金」、「セーフティネット資金（保証4号および5号）」および「災害復旧対策資金」により、円滑な資金調達を支援します。	県商工金融課 ☎022-211-2744
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、中小法人などは200万円、個人事業者などは100万円をそれぞれ上限とし、事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業および教育訓練または出向を行って労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当や賃金などの一部を助成します。	ハローワーク大河原 ☎53-1042
農林業経営サポート資金	新型コロナウイルス感染症により農林業経営に影響を受け、今後の経営の維持・安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、融資機関などと連携しながら無利子で融通します。	県大河原地方振興事務所 農業振興部 ☎53-3519

※この他にも、支援制度がありますので、詳しくは各機関のホームページをご覧ください。

- ・県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策サイト）
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>
- ・首相官邸ホームページ（くらしとしごとの支援策）
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html
- ・経済産業省ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連）
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>
- ・厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症対策のため ごみの直接持ち込み自粛のお願い

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、下記のとおり、仙南クリーンセンターおよび仙南リサイクルセンターへのごみの直接持ち込みを控えていただくようお願いいたします。

■当分の間

○持ち込みを控えていただきたいもの

- ・今すぐ処分する必要がないごみ
- ・集積所に出せるごみ

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

■仙南地域広域行政事務組合 業務課

☎52-2870

新型コロナウイルス感染症対策のため デマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」 利用時のお願い

新型コロナウイルス感染症の予防のため、ご利用の際には、乗車前の手洗い、咳エチケット（マスクをお持ちの方はマスクの着用）などをお願いします。

また、次に当てはまる方はご利用を控えるようお願いします。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている方
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
 - 令和2年3月4日以降に海外から帰国し、帰国日から14日間経っていない方
- 皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■予約センター ☎55-3001

おうち時間を楽しみましょう

新型コロナウイルス感染症の流行により、外出できずに家で過ごす時間が多くなっている今だからこそ、おうち時間を楽しみましょう。町ホームページでは、簡単に作れるおやつなど、「生涯学習情報」を紹介しています。

また、手作りマスクの写真を募集しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■生涯学習課 ☎55-2135

新型コロナウイルス感染症による公共施設の利用などに係る制限措置

施設名	利用制限など	担当課
小中学校	5月31日(日)まで臨時休業および遊具の使用禁止	教育総務課 ☎55-2134
第一幼稚園	5月31日(日)まで臨時休園および遊具の使用禁止	
保育所	5月31日(日)まで利用自粛のお願い	子ども家庭課 ☎55-2115
児童館 放課後児童クラブ		
むつみ学園	5月11日(月)から規模を縮小して再開	
柴田町図書館	利用制限を含め開始時期検討中	柴田町図書館 ☎86-3820
学校体育施設 社会体育施設	6月30日(火)まで利用中止し、調整会議開催後、利用を再開	スポーツ振興課 ☎87-8706
社会教育施設	6月2日(火)より利用制限付きで貸館業務再開	生涯学習課 ☎55-2135
まちづくり推進センター (ゆる.ふら)	5月31日(日)まで休館	まちづくり政策課 ☎54-2111
柴田町太陽の村	5月12日(火)から開村 ただし、遊具については、5月31日(日)まで使用禁止	農政課 ☎55-2122 柴田町太陽の村 ☎56-3970
柴田町観光物産交流館 さくらの里	5月12日(火)から営業	商工観光課 ☎55-2123 さくらの里 ☎87-7101
船岡城址公園スロープカー	5月16日(土)から土・日曜日、祝日に運行	
都市公園	5月31日(日)まで遊具の使用禁止	都市建設課 ☎55-2121
農村公園		農政課 ☎55-2122
役場、槻木事務所 他	5月31日(日)まで職員の時差出勤、ローテーション勤務による対応	総務課 ☎55-2111

※今後の感染状況や町内に感染者が確認された際は、変更する場合があります。

小学校等入学祝金制度のお知らせ

教育委員会では、少子化対策の推進および子育て家庭などにおける経済的負担の軽減を図ることを目的として、第3子以降の子が小学校などに入学する保護者に、一人につき3万円を支給します。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

■今年度に小学校などへ入学する子（第3子以降）の保護者

■6月30日(火)まで下記へ。

■教育総務課 ☎55-2134

募集

第69回宮城県統計グラフコンクール作品

部門／小学校1・2年生の部、小学校3・4年生の部、小学校5・6年生の部、中学生の部、高等学校以上の生徒・学生および一般の部、パソコン統計グラフの部
規格／72.8cm×51.5cm（B2版） ■9月2日(水)まで下記へ（必着）。

■県震災復興・企画部 統計課企画普及班 ☎022-211-2451

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1



青年期健康診査を実施します

青年期健康診査を申し込まれた方に受診通知書を配布します。期間を過ぎると受診できなくなりますので、必ず期間内に受診してください。5月25日(月)まで受診通知書が届かない場合はご連絡ください。また、申し込まれなかった方で受診を希望する場合は、6月19日(金)までにお申し込みください。

健診期間/6月1日(月)～30日(火)

医療機関名	予約	電話番号
乾医院	不要	56-1451
いのまた胃と腸・内科クリニック	要	87-8750
太田内科	不要	55-1702
大沼胃腸科内科外科医院	不要	56-1441
みやぎ県南医療生活協同組合しばた協同クリニック	要	57-2310
玉淵医院	不要	56-1012
船岡今野病院	不要	54-1034
宮上クリニック	不要	55-4103
村川医院	不要	54-2316

④ 19歳～39歳の方 ※年齢は、令和3年4月1日現在です。

⑤ 柴田町国民健康保険加入者 無料、左記以外の方 1,800円

⑥ 受診通知書、自己負担料、尿容器、前年度健診結果通知書(お持ちの方)

※結果通知は、受診してから約3週間後に郵送しますので、大切に保管してください。



子宮がん検診が始まります

子宮がん検診を申し込まれた方に受診通知書を配布します。期間内に指定医療機関で受診してください。5月25日(月)まで受診通知書が届かない場合はご連絡ください。また、申し込まれなかった方で受診を希望する場合は、7月22日(水)までにお申し込みください。

検診期間/6月1日(月)～7月31日(金)

※検診期間後半は大変混み合います。6月中の受診をお勧めします。

医療機関名	予約	検診時間	
毛利産婦人科医院 ☎55-3509	不要	月・火・木・金	13:30～17:30
		水	8:30～11:30
宮上クリニック ☎55-4103	不要	月・水・金	14:00～17:30
		火	15:00～17:30

※みやぎ県南中核病院では、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施しませんのでご注意ください。

④ 20歳以上の女性の方 ※年齢は、令和3年4月1日現在です。

自己負担料

検診内容	75歳以上の方	町国保加入者	左記以外の方
子宮頸がん検診	1,100円	1,100円	2,200円

※検診を受けに行く際は、ご自宅で検温し、風邪症状などがある場合は検診を控えてください。また、マスクを着用し、個人での来院をお願いいたします。

※外来の混雑状況などにより検診をご遠慮いただく場合があります。

※青年期健康診査と子宮がん検診は「健康づくりポイント対象事業」です。受診後に受領書などを持参の上、健康推進課へお越しください。

⑦ 健康推進課 ☎55-2160

台風19号被害に関する支援など

詳細は下記までお問い合わせください。

■後期高齢者医療保険料の減免

床上浸水または災害により生計維持者の収入減少が見込まれる方で、令和元年度分後期高齢者医療保険料の減免申請を行った方は、令和2年4月分から9月分までに相当する保険料が減免になります。なお、改めて申請の必要はありません。

⑧ 健康推進課 ☎55-2114

■医療機関などでの国民健康保険・宮城県後期高齢者医療保険加入者の一部負担金等および介護サービス利用料の免除

住宅が全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方などの「医療機関などでの一部負担金等」および「介護サービス利用料」の支払いが、9月分まで免除になります。

⑨ 医療機関などでの一部負担金等

健康推進課 ☎55-2114

介護サービス利用料

福祉課 ☎55-2159

■被災者生活再建支援制度

住宅に被害があった場合で、全壊等または大規模半壊した世帯に支援金が支給されます。

⑩ 基礎支援金 11月11日(水)まで

⑪ 福祉課 ☎55-5010

■被災した住家の解体撤去費用の償還

全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた被災建築物を、自らの負担で解体撤去した方に対し、その費用を償還します。※住宅の応急修理制度との併用はできません。

⑫ 令和3年3月31日(水)まで下記へ。

⑬ 町民環境課 ☎55-2113

生活保護の相談

県仙南保健福祉事務所の相談員が生活保護に関する相談に応じます。また、毎月1回目の相談日には、ハローワークの就労支援ナビゲーターが同席し、就労相談も行います(午後のみ)。※要予約

なお、下記日程以外でも相談に応じますので、事前に下記へご連絡ください。

⑭ 6月8日(月)、15日(月)、22日(月)

10:00～15:00

⑮ 役場1階相談コーナー

⑯ 福祉課 ☎55-5010

固定資産税・都市計画税について

固 税務課 ☎55-2116

固定資産税の対象となる資産の価格については、総務大臣が定めた全国一律の公平な基準で評価し決定します。また、都市計画区域内の土地(宅地など)・家屋を所有している方には、都市計画事業の推進のための費用に充てる目的税として、都市計画税を負担していただいています。

区 分	固定資産税	都市計画税
賦課期日	毎年1月1日	
課税客体	固定資産(土地、家屋、償却資産)	都市計画区域内の宅地等、家屋
納税義務者	固定資産の所有者	当該土地または家屋の所有者
課税標準額	原則として固定資産の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。	原則として宅地等、家屋の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。
税額の計算方法	課税標準額×1.4% ※新築住宅に対する軽減措置があります。	課税標準額×0.3%
免税点	町内に所有する固定資産の課税標準額の合計が、次の額未満の場合は課税されません。 ・土地30万円未満 ・家屋20万円未満 ・償却資産150万円未満	固定資産税の免税点と連動
納税方法	5月・7月・9月・11月の年4回に分けて納税となります。 ※各月の末日が納期限となりますが、土・日曜日、祝日の場合は、その翌日となります。	

■固定資産税はどのように決めるの

- 土地…宅地価格は、標準となる宅地の鑑定評価価格を求め、その7割程度を目標に評価します。その他の地目は、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。
- 家屋…評価の対象となった家屋と同じものを、もう一度新築した場合、費用がいくらかかるかを算出した額(再建築費)を基に価格を求めます。
- 償却資産…事業を営むために所有している機械などの取得価格を基礎とし、取得後の経過年数による減価を考慮して価格を求めます。

■課税明細書について

納税通知書に課税明細を記載しています。

■路線価を公開

納税者に理解を深めていただくために、町内のすべての路線価格を税務課で公開しています。

※(一財)資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」(<https://www.chikamap.jp>)でも公開されています。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

日6月1日(月)まで 平日8:30~17:00 固 税務課

固 納税通知書、身分証明書(運転免許証など)、印鑑、委任状(本人以外の場合)

■東日本大震災による固定資産税・都市計画税の特例について

東日本大震災により、家屋の「り災証明書」における被災判定が、半壊以上もしくは同程度の損害を受けた方で、滅失または損壊した家屋の敷地の用に供していた住宅用地、または被災代替の住宅用地・家屋・償却資産を取得した場合などについて、固定資産税・都市計画税の軽減措置が受けられる制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

特例の種類	特 例 の 内 容
被災住宅用地の特例	滅失・損壊した住宅(被災住宅)の用に供されていた土地(被災住宅用地)を賦課期日(1月1日)において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、被災後10年度分について、被災住宅用地を住宅用地とみなします。
被災代替住宅用地の特例	被災住宅用地の所有者などが被災住宅用地に代わる土地(被災代替用地)を令和3年3月31日までの間に取得した場合には、被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、住宅用地とみなされます。
被災代替家屋の特例	滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが、被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和3年3月31日までの間に取得または改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、4年度分が2分の1、その後の2年度分が3分の1を減額することになります。
被災代替償却資産の特例	滅失・損壊した償却資産の所有者などが、被災償却資産に代わる償却資産を令和3年3月31日までの間に取得または改良した場合には、課税標準について4年度分が2分の1を減額することになります。

固定資産税・都市計画税について

国税務課 ☎55-2116

■令和元年台風19号による固定資産税・都市計画税の特例について

台風19号により、家屋の「り災証明書」における被災判定が半壊以上の所有者などが、令和6年3月31日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合または被災家屋を改築した場合には、特例を受けられる制度があります。また、前年度に住宅用地と認定されていた土地上の住宅が、台風19号の事由により滅失または損壊した場合で、一定の要件に該当すると、最大で2年度分住宅用地に対する課税標準の特例が継続されます。詳しくは、お問い合わせください。

特例の種類	特 例 の 内 容
被災住宅用地の特例	滅失・損壊した住宅(被災住宅)の用に供されていた土地(被災住宅用地)を賦課期日(1月1日)において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、被災後最大2年度分について、被災住宅用地を住宅用地とみなし、課税標準の特例が継続されます。
被災代替家屋の特例	滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが、被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和6年3月31日までの間に取得または改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得した翌年から4年度分に限り2分の1に減額します。被災家屋が取り壊しまたは売却などの処分がされていることが必要です。
被災代替償却資産の特例	滅失・損壊した償却資産の所有者などが、被災償却資産に代わる償却資産を令和6年3月31日までの間に取得または改良した場合には、取得した翌年から4年度分に限り課税標準額の2分の1を減額します。

障害者検診事業を実施します

身体に障がいがある方を対象に運動機能(筋力・関節の動きなど)を評価する検診事業を実施します。二次障害予防を目的に身体状況をチェックしませんか。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、密閉、密集、密接を避けるなど、安全な実施に努めますが、感染者数増加などの状況により中止となる場合があります。

☎①5月27日(水)、6月24日(水)、8月5日(水)、8月26日(水)、10月21日(水)、11月25日(水)、12月2日(水)

②7月8日(水)

☎①宮城県リハビリテーション支援センター1階(まなウェルみやぎ内)

②蔵王町地域福祉センター大ホール

☎身体障害者手帳(肢体不自由)を所持する18歳以上の方で、医療機関などのリハビリを受けていない方。※その他要件があります。詳細はお問い合わせください。

☎検診日毎に5~6人程度(先着順) ☎無料

☎検診日の1週間前までに電話で下記へ。

☎宮城県リハビリテーション支援センター(まなウェルみやぎ内) ☎022-784-3592

免除された国民年金保険料を追納すると満額の年金額に近づけることができます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られており、原則古い期間から納付になります。

また、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

保険料を追納するための納付書の発行には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所の窓口にお問い合わせください。(口座振替ならびにクレジット納付はできません。)

☎大河原年金事務所 ☎51-3111

募集

無事故無違反「セーフティ123」参加チーム

交通安全実践キャンペーンである「セーフティ123」は、3人1組でチームを組み、123日間、無事故無違反にチャレンジするものです。

☎6月15日(月)から10月15日(木)までの123日間

※期間中に無事故無違反を達成したチームの中から抽選により賞品が贈呈されます。

☎県内に居住または勤務し、都道府県公安委員会発行の運転免許証を持っている方

☎3人1チーム2,400円(1人あたり800円)

☎6月14日(日)までに下記で配布しているパンフレット添付の参加申込用紙に必要事項を記載し、参加料を添えて郵便局に払い込みください。

☎みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会事務局(県総合交通対策課内) ☎022-211-2438

まちづくり政策課 ☎54-2111

固定資産税・都市計画税

(第1期)

国民健康保険税(第2期)

国税務課
☎55-2116

納期限
6月1日(月)

主な学校行事予定の 紹介コーナー

令和2年
6月

学校	日	主な行事
槻木小学校 ☎56-1029	17	避難訓練
柴田小学校 ☎56-1430	17	避難訓練
	27	授業参観
船迫小学校 ☎55-5394	26	授業参観
西住小学校 ☎53-3227	12	避難訓練
東船岡小学校 ☎55-1811	15	避難訓練
船岡中学校 ☎55-1162	8~11	学校公開
	15	防災訓練
槻木中学校 ☎56-1331	17	防災訓練
	29	実力テスト (3年生)

※日程が変更になる場合があります。詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

市街地を除く町内全域 有害鳥獣捕獲のお知らせ

だいたい色の腕章を付け、鳥獣捕獲許可証を携行した有害鳥獣捕獲隊員が、銃器でカラスやカルガモを捕獲します。捕獲重点地区は、中名生・下名生・四日市場地区、阿武隈川、農業用ため池などです。

☎5月22日(金)

日の出から日の入りまで

☎農政課 ☎55-2122

「第23回介護支援専門員 実務研修受講試験案内」 を配布します

☎6月1日(月)~26日(金)

9:00~17:00 ※土、日曜日を除く

※時間外は、配布できません。

☎福祉課、槻木事務所

※試験についての詳細は、下記までお問い合わせください。

☎宮城県社会福祉協議会研修課

☎022-216-5382

宮城県長寿社会政策課

☎022-211-2554

空間放射線測定結果

定点測定地の測定結果【測定日：5月1日(金)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値
柴田町役場	0.05	船岡生涯学習センター	0.07
槻木生涯学習センター	0.06	船迫生涯学習センター	0.07
農村環境改善センター	0.03	西住公民館	0.05

※柴田町役場、槻木生涯学習センターは毎週1回、そのほかの施設は毎月1回測定

町内小中学校・幼稚園の測定結果【測定日：5月1日(金)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
船岡小学校	0.06	船迫小学校	0.05	西住小学校	0.04
東船岡小学校	0.06	槻木小学校	0.05	柴田小学校	0.05
船岡中学校	0.06	船迫中学校	0.05	槻木中学校	0.05
第一幼稚園	0.05	浄心幼稚園	0.04	たんぼぼ幼稚園	0.06
第二たんぼぼ幼稚園	0.07	熊野幼稚園	0.05		

※毎月1回測定

児童福祉施設の測定結果【測定日：5月1日(金)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
船岡保育所	0.05	槻木保育所	0.06	西船迫保育所	0.07
三名生児童館	0.05	西住児童館	0.04	船迫こどもセンター	0.04
むつみ学園	0.05				

※毎月1回測定

公園の測定結果【測定日：5月1日(金)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
並松公園	0.06	白幡公園	0.07	剣崎公園	0.04
下名生公園	0.04	館前緑地	0.04	船岡城址公園	0.04

※空間放射線量が0.23 μSv/hの場合、国で定めた年間追加被ばく線量1mSvに相当 ※毎月1回測定

【測定場所】 定点測定地/駐車場など屋外

学校施設・児童福祉施設/校庭または園庭 公園/広場

【測定位置】 定点測定地、中学校/地表から100cm

小学校、幼稚園、児童福祉施設、公園/地表から50cm

水道水の放射能測定結果【採取日：4月9日(木)】

(単位：ベクレル/kg)

採取場所	放射性セシウム
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場(白石市)	不検出(検出下限値1.1)

※厚生労働省が定めた基準値、放射性セシウム10ベクレル/kg ※検査は県企業局

◎詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎町民環境課 ☎55-2113、教育総務課(学校施設) ☎55-2134

子ども家庭課(児童福祉施設) ☎55-2115、都市建設課(公園) ☎55-2121

上下水道課(水道水) ☎55-2119

月・水星と春の星座を見よう

太陽の村にある望遠鏡で、月・水星と春の星座を観望します。ご家族でお越しください。

☎5月26日(火) 19:00~20:00(天候不良時は中止) ※時間内自由参加

☎柴田町太陽の村「太陽の家」屋上 費無料 懐中電灯

☎柴田町星を見る会(豊川)